

平成 29 年 7 月 24 日

各 位



## 平成 29 年九州北部豪雨の災害に伴う電気料金等の特別措置について

7 月 5 日からの九州北部地方における大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社ミツウロコは、この度の大雨により災害救助法が適用された地域及び隣接する地域にて被災されたお客さまからお申出があった際に、下記の通り特別措置を実施いたします。

記

- 1. 対象者** 当社と電気のご契約をされているお客様
- 2. 対象地域** 【災害救助法が適用された市町村】  
福岡県 朝倉市・朝倉郡東峰村・田川郡添田町  
大分県 日田市・中津市  
  
【隣接する市町村】  
福岡県 うきは市、久留米市、八女市、嘉麻市、豊前市、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、京都郡みやこ町、築上郡築上町・上毛町、田川郡川崎町・大任町・赤村  
大分県 宇佐市、玖珠郡玖珠町  
熊本県 菊池市、山鹿市、阿蘇市、阿蘇郡小国町・南小国町
- 3. 特別措置の内容** 九州電力が経済産業大臣に申請認可された内容と同様とします。
  - (1) 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長
  - (2) 不使用月の接続送電サービス料金等の免除
  - (3) 基本料金等の免除
  - (4) 工事費負担金の免除
  - (5) 臨時工事費の免除
  - (6) 諸工料の免除

詳しくはこちらをご覧ください。

九州電力株式会社 [http://www.kyuden.co.jp/press\\_h170710b-1.html](http://www.kyuden.co.jp/press_h170710b-1.html)

- 4. 特別措置の申込み方法** 当社までご連絡ください。

お問合せ・お申込み先

株式会社ミツウロコ

住所 東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号

電話 03-3275-6310 受付時間 9:30-17:30

担当者 松浦、萩野、松崎